

諮問第 3 号

人権擁護委員の候補者推薦について

人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定に基づき、議会の意見を求める。

| 氏 名    | 生 年 月 日 | 住 所    |
|--------|---------|--------|
| 山本 みゆき |         | ひたちなか市 |

令和 8 年 9 月 28 日 提出

ひたちなか市長 大 谷 明

令和 年 月 日 同意

（※個人情報保護のため、一部マスキングをしています。）

(参考法令)

## 人権擁護委員法（抜粋）

(委員の推薦及び委嘱)

第6条 (略)

2 (略)

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4～8 (略)

(委員の欠格条項)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、人権擁護委員になることはできない。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 前号に該当する者を除くほか、人権の侵犯に当たる犯罪行為のあつた者
- (3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 人権擁護委員が、前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、当然失職する。

(委員の給与)

第8条 人権擁護委員には、給与を支給しないものとする。

2 人権擁護委員は、政令の定めるところにより、予算の範囲内で、職務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

(委員の任期)

第9条 人権擁護委員の任期は、3年とする。但し、任期満了後も、後任者が委嘱されるまでの間、その職務を行う。